

令和4年3月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和4年3月23日(水)
午前9時～

2. 出席委員(14人)

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治

推進委員	1番	加納	秋一
推進委員	2番	早川	直
推進委員	3番	田浦	克吉
推進委員	4番	東	秀光
推進委員	5番	川間	哲志
推進委員	6番	重村	安治
推進委員	7番	外山	安孝
推進委員	8番	亘	幸世
推進委員	9番	大江	義仁
推進委員	10番	前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

- (2) 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第67号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について
議案第68号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について
議案第69号 農用地利用集積計画(中間管理特例売買事業)の作成について
議案第70号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

- ① 合意解約に関する報告について
- ② 相続登記に関する報告について
- ③ 令和3年賃借料の情報提供について
- ④ 令和3年利用状況調査結果に伴う意向調査等について

5. その他

- ① 次期総会について
 日時：令和4年4月22(金)午前9時～
 場所：和泊町役場(結いホール)
 議案提出締切日：4月15日(金)午後5時まで
 現地確認調査日：4月18日(月)午後2時から
 議案発送日：4月19日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次
 事務局主査 大坪 忠仁 任用職員 川村 奈央

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和4年3月期和泊町農業員 会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定足数に達して おりますので本日の総会は成立します。それでは、会長からのあいさつを お願いします。
会 長	おはようございます。今月、会長として出席した会議はとくにありませ んでした。以上です。
事務局	ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第 5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願 いしたいと思います。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。伊地知幸弥委員、三島武 己委員と私野村の3名を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第66号 農地法第3条の規定による許 可申請書を受理したので審議を求めます。事務局からの説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。申請番号1, 権利の種類が有償となっています。土 地の所在が大字出花〇〇 畑 農振農用地 301㎡, 他3筆 合計4筆 全面積5,723㎡です。譲渡人は和泊町出花〇〇にお住いの〇〇氏, 譲り受 人が大字出花の〇〇氏です。申請事由は譲受人の希望で規模拡大のための 売買となっています。10a当たり〇〇万円となっています。譲受人はサト

	<p>ウキビを中心に農業経営しています。経営面積は2.1ha程です。申請番号2，無償による所有権移転，土地の所在は大字畦布〇〇畑 農振農用地 1,335㎡です。譲渡人は千葉市にお住いの〇〇氏です。譲受人は大字畦布にお住いの〇〇氏で主にサトウキビを作っています。経営面積は4.8haです。申請事由は譲渡人の希望で，贈与となっています。申請番号3，土地の所在は大字畦布〇〇畑 農振農用地 570㎡ 譲渡人は喜美留〇〇にお住いの〇〇氏。譲受人は畦布〇〇に住まいの〇〇氏。申請番号2番の受人と同じです。申請事由も贈与となっています。申請番号4番，土地の所在は，和泊町瀬名〇〇畑 農振農用地 187㎡。譲り渡し人は和泊町瀬名〇〇にお住いの〇〇氏です。譲受人は和泊町和泊〇〇にお住いの〇〇氏です。野菜中心の農業経営をしています。申請事由は身内間の贈与となっています。以上で農地法第3条第2項のすべての要件を満たすと思われます。審議をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>それでは補足説明をお願いします。</p>
川畑委員	<p>申請番号1番の受人の〇〇さんは，サトウキビを中心に農業経営をしています。規模を拡大したいとの事です。今回の譲り受ける畑は，すべて農用地区域内農地です。出花集落に近い畑は平均の値段で北側の2筆は北風をもろに受けるので下畑の値段となりました。今後キビを増やしていきたいとの事です。以上です。</p>
議長	<p>他に説明ありません。</p>
議長	<p>どなたかご質問はありますか。</p>
議長	<p>(なしの声)</p>
	<p>それでは，申請番号1番について，採決いたします。申請番号1番について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので，異議なしと認めます。よって，申請番号1番は許可します。</p> <p>次に申請番号2番について，質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは，申請番号2番について，採決いたします。申請番号2番について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので，異議なしと認めます。よって，申請番号2番は許可します。</p>

	<p>次に申請番号3番について、質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、申請番号3番について、採決いたします。申請番号3番について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号3番は許可します。</p> <p>それでは、申請番号4番について、採決いたします。申請番号4番について許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p> <p>挙手多数なので、異議なしと認めます。よって、申請番号4番は許可します。</p>
議 長	<p>次に議案第67号農用地利用集積計画(相対)の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。併せて、議案第68号と議案第69号 農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成及び農地中間管理事業特例売買事業の農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次のとおり審議を求める。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、皆さんのお手元にお配りしてあります、利用権設定集計表に沿って、議案第67号、68号、69号をまとめて説明させていただきます。先ずは、議案67号の相対での利用権設定が7件です。その内、賃貸借が6件で契約面積が40,419㎡です。使用貸借契約が1件、701㎡です。議案第68号の中間法での契約が12件です。その内、賃貸借が11件で契約面積が60,500㎡です。使用貸借が1件で契約面積が1,796㎡です。所有権移転は1件で、面積が2,949㎡です。合意解約は5件、26,189㎡です。以上の契約は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第67号と議案第68号について、補足説明をお願いします。新規で契約した分の補足説明をお願いします。</p> <p>申請番号3の補足説明を谷山委員をお願いします。</p>
谷山委員	<p>借り人の〇〇氏は新規就農者です。今回営農計画書も添付されていますので、そちらもご覧ください。〇〇さんのご主人が島内出身で家族で永良部に帰ってきて、今回の借地はパイナップルとパッションフルーツが植えてありますが、少し荒れているので、手入れをしていく事と、後は伯父の畑が瀬名にあり将来は、その畑も借りて農業をしていくとの事です。本人はやる気のあり将来性があり応援していきたいと思っています。</p>

事務局	少し補足をします。〇〇氏は来年度認定新規就者になって事業を申し込み、その後畑を増やしていきたいとの事です。
議長	それでは、次の申請番号を伊地知委員お願いします。
伊地知委員	これは、みなしの解消です。
議長	次に機構法での契約になっていますが、新規での契約について補足説明をお願いします。
議長	整理番号1番を亘委員説明お願いします。
亘委員	この契約は、法人の構成員が法人への農地の貸し出しです。 (株)〇〇は、畜産を中心とした農業経営をしています。この畑は分筆をして堆肥舎を建設するとの事で転用しました。その残りの畑を今回契約しました。
議長	次に2番目の補足説明をお願いします。
事務局	説明します。借り手の〇〇氏は、あつ旋申出を出してありました。今回あつ旋順位が1番になっていました。
事務局	3番目と5番目は、土地所有者と借り手での話し合いで決まってきました。
事務局	7番目は所有者は高齢で少しずつ農地を減らしていくとの事で、地区のサトウキビ専作農家で担い手の〇〇氏が規模拡大の契約です。
三島委員	10番はみなしの解消です。 (なしの声) 11番と12番は、耕作者から相談がありました、土地所有者と直接借りる話が出来ているとの事でした。
議長	以上で補足説明は、終わりましたが他に質問はありませんか。 (なしの声) では次に、議案第69号の、公社の売買について事務局補足説明ありますか。
事務局	説明します。この件は現在公社が保有してしまっていて、3年度後に買い受けるとの事で、3年経過したため今回〇〇氏が買い受けるとの事です。

議 長	<p>説明を全てしていただきましたが、質疑ございませんか。 (なしの声)</p> <p>それでは、議案第67号と68号と議案第69号を併せて採決します。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手)</p> <p>挙手多数という事で、議案第67号及び68、69号の農用地利用集積計画の作成について承認する事に決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第70号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>売りのあっせん申出が1件でています。</p> <p>整理番号1は土地の所在地は和泊〇〇 畑 3,664㎡ 農用地区域内、土地改良未整備です。畦布〇〇 畑 1,469㎡、土地改良整備済です。申出人は大阪市〇〇にお住いの〇〇氏です。あっせん希望価格は相場をお願いしますとの事です。以上です。</p>
議 長	<p>三島委員、相場をお願いしますとの事ですが、どうでしょうか。</p>
議 長	<p>今この畑は〇〇氏が耕作していますが、声はかけてありますか。</p>
三 島 委 員	<p>2筆とも畦布の〇〇さんが耕作しています。話をしてあります。買い手がついたら、収穫後引き渡すとの言う事を、了承得ています。</p>
議 長	<p>整理番号1は、あっせん価格は和泊〇〇はそうしますか。</p>
平田 委員	<p>この畑の隣がに前売買した畑がありまして、〇〇円でした。〇〇円が妥当だと思います。</p>
議 長	<p>わかりました。</p> <p>あっせん委員を畦布と上手の委員であっせん委員をお願いします。それでは、あっせん価格を〇〇円に設定し、あっせん委員を三島委員と上手々知名の田浦委員を指名します。宜しければ挙手をお願いします。 (全委員挙手)</p>

議 長	それでは、次に合意解約についての報告を事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、合意解約の報告をします。10件通知がありました。1番から3番までは耕作者変更のため合意解約です。3番と4番は売買のため解約です。6番と7番は所有者が耕作するためです。8番、9番は転用目的のための合意解約です。10番は相対から中間管理事業への変更のため解約です。以上で報告を終わります。
議 長	次に相続の届の説明をお願いします。
	一件届け出がありました。大字皆川〇〇 畑 3,264 m ² 他 1筆 合計で 6,499 m ² です。権利を取得された方が、三重県〇〇にお住いの〇〇氏です。あつ旋の希望は無です。以上です。
議 長	今の説明に質疑ございませんか。 (なしの声) 他にありませんか。 (なしの声) 以上を持ちまして、本日の総会を終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和4年3月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____